

上富良野町社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度事業実施要綱

(平成 26 年 3 月 24 日決定)

(平成 27 年 7 月 24 日改正)

(平成 28 年 3 月 18 日改正)

(目的)

第 1 条 この要綱は、低所得で生計が困難である者及び生活保護受給者について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、その社会的な役割として介護保険サービスに係る利用者負担額を軽減し、当該軽減の費用の一部を町が助成することにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるとおりである。

- (1) 要介護被保険者等 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）に規定する要介護認定及び要支援認定を受けた被保険者をいう。
- (2) 市町村民税非課税世帯 当該年度（4 月から 7 月においては前年度）における市町村民税が世帯主及びすべての世帯員について課税されていないか免除されている世帯
- (3) 訪問介護 法第 8 条第 2 項に規定する訪問介護
- (4) 介護予防訪問介護 法第 8 条の 2 第 2 項に規定する介護予防訪問介護
- (5) 第 1 号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業 法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号イに規定する第 1 号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業
- (6) 夜間対応型訪問介護 法第 8 条第 16 項に規定する夜間対応型訪問介護
- (7) 通所介護 法第 8 条第 7 項に規定する通所介護
- (8) 介護予防通所介護 法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防通所介護
- (9) 第 1 号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業 法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ロに規定する第 1 号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業
- (10) 認知症対応型通所介護 法第 8 条第 17 項に規定する認知症対応型通所介護
- (11) 介護予防認知症対応型通所介護 法第 8 条の 2 第 15 項に規定する介護予防認知症対応型通所介護
- (12) 短期入所生活介護 法第 8 条第 9 項に規定する短期入所生活介護
- (13) 介護予防短期入所生活介護 法第 8 条の 2 第 9 項に規定する介護予防短期入所生活介護
- (14) 介護老人福祉施設 法第 8 条第 24 項に規定する介護老人福祉施設
- (15) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 法第 8 条第 21 項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- (16) 小規模多機能型居宅介護 法第 8 条第 18 項に規定する小規模多機能型居宅介護
- (17) 介護予防小規模多機能型居宅介護 法第 8 条の 2 第 16 項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護
- (18) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 法第 8 条第 14 項及び第 15 項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- (19) 看護小規模多機能型居宅介護 法第 8 条第 22 項及び施行規則第 17 条の 10 に規定する看護小規模多機能型居宅介護
- (20) 利用者負担額 法に定める居宅サービス又は施設サービスに係る 10 パーセント相当の利用者負担額をいう。

- (21) 食費 法第 51 条の 3 第 2 項第 1 号及び第 61 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する食費の負担限度額をいう
 - (22) 居住費 法第 51 条の 3 第 2 項第 2 号に規定する居住費の負担限度額をいう。
 - (23) 滞在費 法第 61 条の 3 第 2 項第 2 号に規定する滞在費の負担限度額をいう。
 - (24) 宿泊費 介護保険法施行規則第 65 条の 3 第 2 号ロ及び第 85 条の 3 第 2 号ロに規定する宿泊に要する費用をいう。
- (軽減の対象者)

第 3 条 軽減の対象者は、法第 41 条第 1 項に規定する要介護被保険者又は法第 53 条第 1 項に規定する居宅要支援被保険者のうち、次の各号のいずれにも該当し、かつ、生計が困難である者と町長が認めた者及び生活保護受給者とする。

- (1) 市町村民税非課税世帯であること。
- (2) 年間収入が単身世帯で 150 万円、世帯員が 1 人増えるごとに 50 万円を加算した額以下であること。
- (3) 預貯金等の額が単身世帯で 350 万円、世帯員が 1 人増えるごとに 100 万円を加算した額以下であること。
- (4) 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
- (5) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
- (6) 介護保険料を滞納していないこと。
- (7) 町税等を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、法第 13 条第 1 項に規定する旧措置入所者で利用者負担額割合が 5 パーセント以下の者については、軽減の対象としないものとする。ただし、ユニット型個室の居住費に係る利用者負担額については、軽減の対象とする。

(対象サービス及び軽減内容)

第 4 条 軽減対象者が利用者負担の軽減を受けることができる介護保険サービス（以下「対象サービス」という。）は、別表 1 に掲げるものとする。

2 別表 1 に規定する軽減の対象となる費用のうち短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護に係る食費及び滞在費にあつては、介護保険制度における特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費が支給されている場合に限る。

3 軽減の対象とする費用及び軽減割合は、前項に掲げるサービスにつき、それぞれ別表 1 に掲げるとおりとする。ただし、介護老人福祉施設入所者、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護利用者、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用する利用者負担第 2 段階の場合、利用者負担額は対象としない。また、生活保護受給者については、個室の居住費に係る利用者負担額の全額を軽減の対象とする。

(社会福祉法人等の申出)

第 5 条 利用者負担の軽減を行おうとする社会福祉法人等は、社会福祉法人等利用者負担軽減申出書(様式第 1 号)を町長に提出しなければならない。

(社会福祉法人等への助成)

第 6 条 町長は、社会福祉法人等が利用者負担を軽減した総額(助成措置のある市町村を保険者とする利用者負担に係るものに限る。)のうち、当該社会福祉法人等が本来受領すべき利用者負担収入(減額対象の介護保険サービスに係る全ての利用者負担を

いい、軽減対象ではない者の利用者負担分を含む。)の1パーセントを超えた分について、その2分の1の範囲内で補助するものとする。ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設に係る利用者負担を軽減する社会福祉法人等については、軽減した総額のうち、当該施設の運営に関し、本来受領すべき利用者負担収入に対する割合が10パーセントを超える額については、その全額を補助額に加えるものとする。

2 助成の額の算定については、事業所又は施設を単位として行うこととする。

3 前項の規定により算出した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(軽減の申請手続)

第7条 軽減を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書(様式第2号)及び収入等申告書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。ただし、申請者が生活保護受給者の場合は、収入等申告書の提出は要しないものとする。

2 町長は、前項の申請があった場合は、その承認の可否を決定し、社会福祉法人等利用者負担軽減対象決定(却下)通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

3 町長は、承認を可とした場合は、社会福祉法人等利用者負担軽減確認証(様式第5号。以下「確認証」という。)を申請者に交付するものとする。

4 軽減の適用年月日は、第1項の申請のあった日の属する月の初日からとする。

(確認証の提示)

第8条 確認証の交付を受けた者は、介護保険サービスを受けるときは、当該サービスを提供する社会福祉法人等に対し、事前に確認証を提示しなければならない。

2 前項の規定により確認証の提示を受けた社会福祉法人等は、提示された確認証に記載されている軽減の内容を適用し、利用者負担額を徴収するものとする。

(確認証の有効期限)

第9条 確認証の有効期限は、確認証の交付の日が4月1日から7月31日までの場合は、当該交付の日の属する年度の7月31日まで、確認証の交付の日が8月1日から翌年3月31日までの場合は、当該交付の日の属する年度の翌年度の7月31日までとする。

(確認証の再交付)

第10条 確認証の紛失又は破損した者は、確認証の再交付を申請することができる。

2 前項の申請をしようとする者は、社会福祉法人等利用者負担軽減確認証再交付申請書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の規定による申請が適当であると認めるときは、速やかに確認証を交付するものとする。

(住所等の変更)

第11条 確認証の交付を受けた者は、住所又は氏名を変更したときは、当該変更が生じた日から14日以内に社会福祉法人等利用者負担軽減確認証記載事項変更届(様式第7号)に確認証を添えて町長に提出しなければならない。

(確認証の返還)

第12条 確認証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく確認証を町長に返還しなければならない。

(1) 確認証の交付を受けた者が町の被保険者でなくなったとき。

(2) 第3条第1項に規定する軽減の要件に該当しなくなったとき。

(3) その他確認証を必要としなくなったとき。

2 町長は、確認証の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当したときは、確認証の返還を命ずることができる。

(1) 確認証を他人に譲渡し、又は貸与したとき。

(2) 虚偽の届出その他不正な行為をしたとき。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年7月1日以降の対象サービスの利用から適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成27年8月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。ただし、改正後の要綱第4条第2項の規定は、平成27年8月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に改正前の要綱第9条の規定により、平成27年6月30日までを有効期限とする確認証が交付されている者の確認証の有効期限については、同条の規定にかかわらず、平成27年7月31日までとする。

(平成27年度の特例)

自らの財務状況を踏まえて自主的に事業実施が可能である旨を町長に申し出た社会福祉法人等は、第6条に規定する町からの助成を受けることなく当該事業を実施することができる。この場合における軽減に係る手続き等については、第8条から第13条までの規定の例とする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

対象サービス	軽減対象費用	軽減割合
<ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問介護 ・ 介護予防訪問介護 ・ 第 1 号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業 ・ 夜間対応型訪問介護 	利用者負担額	1 / 4 (老齢福祉年金受給者は 1 / 2、生活保護受給者は利用者負担の全額)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 通所介護 ・ 介護予防通所介護 ・ 第 1 号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業 ・ 認知症対応型通所介護 ・ 介護予防認知症対応型通所介護 ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 	利用者負担額、食費	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 短期入所生活介護 ・ 介護予防短期入所生活介護 	利用者負担額、食費及び滞在費	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・ 介護老人福祉施設 ・ 小規模多機能型居宅介護 ・ 介護予防小規模多機能型居宅介護 ・ 複合型サービス ・ 看護小規模多機能型居宅介護 	利用者負担額、食費及び滞在費(利用者負担第 2 段階の場合、利用者負担額は対象としない。)	

※注 1 介護老人福祉施設にあつては、平成 12 年 4 月 1 日以降の入所者及び旧措置者で利用者負担額が 10 パーセントの者を対象とする。

※注 2 平成 25 年 8 月 1 日、平成 26 年 4 月 1 日又は平成 27 年 4 月 1 日施行の生活扶助基準等の改正に伴い生活保護が廃止された者であつて、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費の支給により居住費(滞在費)の利用者負担がなかった者のうち、引き続き軽減対象者に該当する者については、申請により、軽減の程度を居住費(滞在費)以外に係る利用者負担額の 4 分の 1 (老齢福祉年金受給者は 2 分の 1)、居住費(滞在費)に係る利用者負担額の全額を軽減する。